

保険医療機関の書面揭示事項

大阪自彊館診療所は、厚生労働省が定める施設基準に基づき、届出診療を行っている保険医療機関です。

また当診療所では今後、電子カルテ情報共有サービスや、電子処方箋などの医療DX体制の構築を進めていく方針です。

医療情報取得加算

当診療所ではマイナ保険証の利用や問診票等により患者様の診療情報を取得活用し、質の高い医療の提供に努めます。



一般名処方加算

当診療所では後発医薬品の使用を促進していることから、薬の製品名ではなく薬剤の成分をもとにした名称で処方箋を発行している場合があります。

明細書発行体制加算

当診療所では医療の明確化と患者様への情報提供の推進のため、領収書発行の際に診療報酬の算定項目がわかる明細書を無償で交付しています。

明細書の発行を希望しない患者様は、スタッフにその旨お申し出ください。

診療予約について

当診療所は社会福祉施設併設の診療所につき、施設利用者の診療を中心に行っています。このため外来診療については、事前にお電話にてご相談をお願いします。

診療科目と診療時間

診療時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
9：30～12：30	○	○	○	○	○
13：30～16：30	○	○	○	○	○

* 精神科・内科を中心に、皮膚科・整形外科も一部の時間で診療しています。診療科目毎の曜日・時間は一定ではありませんので、診療のご相談・予約の際にお問い合わせ下さい。

情報通信機器を用いた診療について

当診療所では患者様の容態を正確に診させていただく理由により、原則として対面で診療を行っております。なお特別な事情により、情報通信機器を用いた診療のときにあっても、初診の際に向精神薬は処方していません。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

当診療所では医療スタッフの処遇改善に寄与するため、厚生労働省に届出を行い、令和8年3月からアップ評価料(Ⅰ)を算定しています。ご理解・ご協力のほど、お願い致します。

令和8年5月15日

 大阪自彊館診療所

〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋1-3-17

☎06-6659-8111